

内部監査の実施状況について

（令和7年3月4日現在）

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
<p style="text-align: center;">① 山口労働局管内 の 労働基準監督署 及び 公共職業安定所</p>	<p style="text-align: center;">令和6年10月4日 から 令和6年11月29日</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・郵券受払簿の記載誤りにより、郵券受払簿の残枚数と郵券の枚数の相違が認められた。 ・出勤簿、休暇処理、超過勤務命令、物品及び情報セキュリティ対策に係る事務処理に不備が認められた。 主な不備事項 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿表示誤り・漏れ ・休暇簿の処理誤り（記載漏れ、押印漏れ） ・超過勤務関係書類の押印漏れ ・物品管理簿の作成漏れ ・情報セキュリティに関する管理表が未作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵券受払簿の記載誤りについて訂正した。 再発防止として、今後は毎月郵券受払簿の残枚数と郵券の枚数を確認する。 ・不備について補正した。 今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底する。 ・庶務会計経理事務担当者会議（研修）（令和6年3月7日開催）において、適正な事務処理の再確認を説明した。
<p style="text-align: center;">② 山口労働局内 の 各課・室</p>	<p style="text-align: center;">令和6年11月6日 から 令和6年12月16日</p>	<p>①管理事務に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務命令簿の集計時間の誤りによる、超過勤務手当の過払い、超過勤務命令簿の記載誤りによる同手当の支給もれが認められた。 ・出勤簿、休暇処理及び超過勤務命令に係る事務処理に不備が認められた。 主な不備事項 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿の押印漏れ ・会議出席謝金の決定経緯が不明 ・資金前渡官吏の補充的補助者の記載がない ・登退庁簿の記入漏れ、誤り ・検査書の記載誤り（歳入歳出外現金出納官吏） ・超過勤務関係処理の処理誤り ・超過勤務関係書類の押印漏れ ・年休付与期間の記載なし ・情報セキュリティに関する取扱が未処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者に説明を行った後、過払いの超過勤務手当については回収を行い、支給漏れの同手当については追給を行った。 ・超過勤務に関する書類は作成後複数名で確認し、決裁者もこれらの文書を基に決裁を行う。 ・不備について補正した。 今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底する。 ・庶務会計経理事務担当者会議（研修）（令和6年3月7日開催）において、適正な事務処理の再確認を説明した。